

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 仕様書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県立福島高等学校長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、福島県立福島高等学校ホームページにおいて行う。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第5号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(5) 入札参加資格確認書類提出書は、次の書類を添付し提出すること。

ア 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書の写し

イ 有資格者名簿に支店等が記載されていない場合は、その支店等が確認できる資料